

パブリックコメント結果公表

永平寺町議会基本条例（素案）について意見募集した結果を公表します。

【結果】

このたびは、永平寺町議会基本条例（素案）について、貴重なご意見をいただきありがとうございました。

意見募集した結果について、下記のとおりまとめましたので公表します。

- 案件名 永平寺町議会基本条例
- 募集期間 平成 24 年 5 月 23 日（水）～平成 24 年 6 月 22 日（金）
- 募集方法 議会ホームページに掲載するとともに、本庁住民生活課、議会事務局、永平寺支所、上志比支所に資料を置き、また、回覧等でお知らせし、意見を募集しました。
- 提出件数 1 通 2 件
- 提出された意見等の要旨および議会の考え方

No.	提出いただいた意見等の趣旨	議会の考え方
1	第 18 条（議員定数）と第 19 条（議員報酬）の冒頭に「行財政改革の視点だけでなく」という文言を置いていることは、行財政改革の先頭に立つべき立場の議員としては、まことに恥ずかしい限りだと考えるがどうであろう。	議会は、行財政改革を積極的に推進する立場であり、「行財政改革特別委員会」を設置し、行政の取り組みについて検証しているところでもあります。さて、ご指摘の議員定数、議員報酬に関する条文の冒頭の部分ですが、議会としては当然行財政改革の視点を重視し、自らの定数、報酬の改正について検討していきます。ただし、極端な削減となると本来の議会の機能、役割が果たせなくなることになり、十分考慮する必要があります。しかし、条文の文言を見ますと、「行財政改革の視点だけでなく」という表現では誤解を招きかねないので、「行財政改革の視点はもとより」という文言に改正いたしました。
2	第 21 条（他条例との関係）では、【基本条例の性格上当然ではあるが】「議会に関する他の条例等との整合性」を規定しているが、これでは、議員定数や議員	議員の定数については、「永平寺町議会議員の定数を定める条例」に、報酬は、「永平寺町特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例」に定められていま

<p>報酬の削減を求められた場合の足かせとなる規定を設けている、と疑われても仕方ないことだと考えるが。</p>	<p>す。改正の仕方は、定数については町民からの要望または議員提案により議会内で協議していくのに対し、報酬については、町長の諮問を受けた「特別職報酬等審議会」が審議し答申します。その答申を受けた町長が改正案を議会に上程いたします。最終的には両方とも（定数と報酬）議会が判断いたしますが、基本条例の第21条では、この条例を振りかざして削減の求めに抵抗するものではなく、町民からの求めを真摯に受け止めるとともに、基本条例の趣旨にのっとり十分に考慮し決定していくというものでありますので、ご理解願います。したがって、条文の文言については素案のとおりといたします。</p>
---	--